

2023年度 第25回 神奈川県ライフセービング選手権大会

競技会参加規定

1.参加資格

競技者の参加資格は下記を満たしている者、若しくは本協会が特別に参加を認めた者でなければならない。

- 1-1 競技者（小学生/U12,10,8）は、2023年4月2日時点において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項に規定された保護者による就学義務が発生する年齢に達していること。
- 1-2 競技者（中学生/U-15）は、2023年4月2日時点において、学校教育法第17条第2項に規定された保護者による就学義務が発生する年齢に達していること。
- 1-3 競技者（オープン）は、2023年4月2日時点において、学校教育法第17条第2項に規定された保護者による就学義務が発生する年齢を超過していること。但し、超過は3歳以下とする。
- 1-4 競技者は、ライフセービングを志している者でなければならない。
- 1-6 競技者は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下、JLA）が認定するアカデミー資格を、申込締め切り期日までに取得していることを推奨とする。年齢区分別に対象資格は以下の通りとする（参考）。ただし、全日本選手権大会予選免除の適用を受ける場合は、大会申し込み締め切り期日までに必要な資格を取得しておく必要がある。

・オープン	: サーフライフセービング資格※
・高校生	: BLS 資格及びウォーターセーフティ資格
・U-15	: ウォーターセーフティ資格
・U-12,10,8	: (対象外)

※サーフライフセービング資格とは次の資格のことを指す
(JLA アカデミー規程集「資格認定に関する規程」より)

- サーフライフセービング・指導員（アシスタントインストラクター含む）
- アドバンス・サーフライフセーバー
- ベーシック・サーフライフセーバー

- 1-7 競技者は、大会申込締め切り期日までに、JLAのオンライン登録管理システム「LIFESAVERS」にて開催年度における選手登録費の支払いを完了していなければならない。
- 1-8 競技者は、1つの団体/クラブから出場しなければならない。
- 1-9 競技者は、自身が出場する種目の競技規則（ルール）を熟知していなければならない。

2.団体/クラブ構成

- 2-1 団体/クラブは、申込締め切り期日までに、LIFESAVERSにおいて開催年度における加盟登録が完了していなければならない。

- 2-2 大会に出場できる団体／クラブは、各競技会の要項に記載されている登録種別のとおりとする。
- 2-3 大会への参加は、一団体／クラブから1チームまでとする。
- 2-4 団体／クラブは、同じ団体／クラブに所属する競技者により構成されていなければならない。競技者は、申込締切日までに LIFESAVERS にて、「クラブ加入申請」または「継続加入申請」を行い、出場する団体／クラブへの所属を完了させておかなければならない。

3.参加チーム名

- 3-1 参加チーム名は、LIFESAVERS に登録されている団体／クラブ名称とすることを原則とする。

4.出場登録

- 4-1 参加選手は、あらかじめ所定の方法を用いて出場種目を登録しなければならない（エントリー不備等が発覚した場合は、チーム代表者およびエントリー担当者にメールにて通知する。）
- 4-2 申込締め切り後の出場種目の変更および未登録の種目への出場はできない。

5.チーム代表者

- 5-1 参加する団体／クラブは、チームを代表する者としてチーム代表者を1名おかなければならない。

6.チームユニフォーム・キャップおよび競技中の衣類

- 6-1 各チームは、式典や表彰式および競技に適したユニフォーム、水着、キャップを持たなければならない。
- 6-2 ユニフォーム、水着、キャップの性質、デザインが一般良識に反すると主催団体が判断した場合は、いかなる競技者も競技に参加することができない。
- 6-3 コンペティションキャップは、「JLA ライフセービング競技規則」に準じる。
- 6-4 チームのユニフォーム、水着、キャップ、ラッシュガードに大会のスポンサーと対立するような商標、商標名があると主催者が判断した場合、その対応は主催者の指示に従わなければならない。
- 6-5 サーフ種目に出場する競技者およびハンドラーは JLA から指定されているラッシュベストを着用すること。

7.参加費

- 7-1 参加費は、各競技会の要項に記載したとおりとする。
- 7-2 参加費の返還は、各競技会の要項に記載したとおりとする。
- 7-3 参加申込み後、参加選手が欠場あるいは失格となった場合、参加費は返還されない。

8.競技器材

- 8-1 競技で使用する器材は、JLA 発刊〈ライフセービング競技規則〉「第8章 設備及び器材の規格と検査手順」の基準を満たさなければならない。
- 8-2 主催団体は、競技者の競技器材の検査・再検査を競技前、競技中、競技終了後任意に行うことがで

きる。競技器材が基準を満たしていない場合は、その競技者はその器材を使用できないか又は失格となる。

9.競技規則

- 9-1 JLA 発行「ライフセービング競技規則」最新版に則って実施する。その他必要な事項は、大会実行委員会において別に定める。
- 9-2 大会の開始時間は、各競技会の要項に記載したとおりとする。但し、共通して各日の最終種目の終了から 20 分後に大会を終了するものとする。但し、抗議、上訴又は規律審査に属する問題がある場合、最終解決まで大会は継続する。
- 9-3 参加者は大会を管理する関連規則、規程、手順を知る責任と義務があることを認識しているものとする。
- 9-4 予選、決勝等の振り分けは各競技会の大会実行委員会の判断により決定する。
- 9-5 ハンドラーは競技者と共に指定された時刻までに招集場所に集合し、テクニカルオフィシャルの指示により整列すること。
- 9-6 競技会における上訴の預託金の金額は、現金 10,000 円とする。
- 9-7 ハンドラーは、原則として当該競技者と同じチームのメンバー（同大会に競技者として出場登録している者）から選出することが望ましいが、やむを得ずこの他からハンドラーを選出する場合は、競技規則を熟知していること。

10.代表者会議

- 10-1 大会開催に先立って代表者会議を実施するので、クラブ代表者は必ず出席すること。なお、やむをえずクラブ代表者が出席できない場合は、代表者に準ずる者が出席すること。いかなる理由であろうと欠席者に対して特別に情報を伝えることはしない。

11.テクニカルオフィシャルの選出

- 11-1 参加団体／クラブは、参加競技者数に応じてテクニカルオフィシャルを選出しなければならない。選出する人数は各競技会で示したとおりとする。
(例えば)
競技者 1～10 名 = 1 名、同 11～20 名 = 2 名、同 21～40 名 = 3 名、同 41 名以上 = 4 名
- 11-2 何らかの理由でテクニカルオフィシャルが参加できなくなった場合は、必ず代替りの者を選出すること。両日に渡り必要人数の選出がない（大会当日に必要な人数のテクニカルオフィシャルの参加がない）団体／クラブは、大会への出場を認めない（団体／クラブ全体の不参加とする）。
- 11-3 テクニカルオフィシャルは、JLA が認定する認定審判員資格を、申込締め切り期日までに取得していなければならない。また、本競技会に競技者として出場登録をしていないこと。
- 11-4 テクニカルオフィシャルは、申込締め切り期日までに、「LIFESAVERS」にて開催年度における資格登録費の支払いを完了していなければならない。
- 11-5 選出されたテクニカルオフィシャルは、「競技役員 1 次要項」に従い、指定された方法で申込を行

うこと。

- 11-6 選出されたテクニカルオフィシャルの参加に関わる食事等は「競技役員 1 次要項」に基づき、主催者が負担する。交通費・宿泊費は支給しないため、自己負担又は選出した各団体／クラブが負担すること。

12. 保険について

大会参加規程のもとでの参加者（競技者、競技役員）は、以下の保険に加入している。なお、賠償責任保険については、競技会参加者同士の事故には法律上の賠償責任が発生しないため、保険の対象とはならない（例：レース中、A 競技者のクラフトが B 競技者のクラフトにぶつかり B 競技者のクラフトが破損した）。

競技会期間中の場合は、競技会本部事務局に直ちに報告すること。

【傷害保険】

死亡保険金額	500 万円
後遺障害保険金額	20 万円～500 万円
入院保険金額	3 千円
手術保険金額	入院保険金額の 5 倍または 10 倍

※ 代理店：有限会社リプロ（0466-55-4388）

【感染見舞金補償保険】

死亡お見舞金	100 万円
入院・通院日数 31 日以上	7 万円
入院・通院日数 8～30 日	5 万円
入院・通院日数 7 日以下	3 万円

※ 代理店：有限会社リプロ（0466-55-4388）

【団体賠償責任保険】

賠償責任保険(身体・財物)	2 億円
賠償責任保険(管理財物)	50 万円
賠償責任保険(人格権侵害)	50 万円
事故対応費	500 万円
見舞費用(死亡)	50 万円
見舞費用(後遺障害)	2 万円～50 万円
見舞費用(入院)	2 万円～10 万円
見舞費用(通院)	1 万円～5 万円

※ 代理店：有限会社リプロ（0466-55-4388）

【個人賠償責任保険】

賠償責任保険(身体・財物) 1 億円

※ 1 事故につき 5 千円の自己負担

※ 代理店：株式会社第一成和事務所 営業第二部(03-5645-1071)

13.その他

- 13-1 大会中に大会主催者及び大会主催者が定めた者が撮影した写真や映像の肖像権は、神奈川県ライフセービング協会に帰属し、大会およびライフセービングの広報の目的で使用することがある。
- 13-2 大会中に大会主催者が撮影を制限したり、拒否したりすることがある。なお、撮影された記録の提出を求める場合がある。
- 13-3 大会主催者への提出書類の記載事項に虚偽が認められた場合、大会への参加や記録が取り消されることがある。
- 13-4 競技者および大会関係者等は、競技会ごとに定められた規則に則って参加すること。

以上

2023 年 4 月 13 日